



第4章 行動計画の推進体制

1. 推進体制の確立
2. 子育てマンパワーの養成と確保
3. 情報発信体制



第4章. 行動計画の推進体制

1. 推進体制の確立

①計画推進組織の設置

本計画の推進にあたっては、庁内の横断的な連携が必要であることに鑑み、全庁的な計画推進組織の設置を検討し、詳細な情報交換機能の充実、計画推進管理並びに企画調整機能の強化を図ります。

②「那覇市保健福祉医療審議会」の活用による計画管理機能の強化

子育て支援施策の推進にあたっては、計画の進捗状況や実行管理機能の強化が求められています。そのため「那覇市保健福祉医療審議会」への定期的な報告を行い、計画の進捗のチェックを受けながら市民の多様なニーズを受けとめた計画推進管理や今後の課題等を検討しつつ、社会情勢の変化に応じて計画を見直していくことができる体制を整えます。

③関係機関との連携強化

民生委員・児童委員と、NPO団体、ボランティア並びに子育てサークル、子ども会等の育成強化に努めるとともに、各種団体などの地域活動と連携した情報提供体制の確立、相談機能の充実に努めます。

2. 子育てマンパワーの養成と確保

①福祉人材の適正配置

より質の高い子育て支援並びに保育サービスを提供していくため、それぞれの専門性を高めた福祉人材の育成に努めるとともに、人材の適切な配置を進めます。

②人的資源の有効活用

サービス従事者が自らの専門性をより高めていくための研修会の拡充や「なは人材バンク」を活用し、市内の潜在的な福祉人材の掘り起こしによる多様な地域人材資源の確保に努めます。

3. 情報発信体制

①計画PR体制

本市はこれまで、子育て支援に関わる事業、多様な保育ニーズに対応していくための保育事業を推進してきましたが、一部サービスについては、市民に対する広報活動が不十分であるため、認知度が低いサービス等も見られます。

そのため、子育て支援に関わる各種実施事業、サービスが市民に十分浸透するよう、本計画書を公開するとともに、多様な機会を利用した広報活動を推進します。

②情報提供体制の確立

那覇市のホームページ、すくすくネット広報誌等を有効活用し、必要な情報が必要な市民に届くよう情報発信体制の充実に努めます。

また、民生委員・児童委員、母子保健推進員、各種団体、ボランティア等の地域活動との連携による情報提供体制の確立を図ります。

③情報ネットワークの構築

子育て支援に関わる情報が担当部署のみで得られるのではなく、各福祉施設や組織が総合的に情報を提供することができるよう情報ネットワークの構築を図ります。